



国官技第354号の2
平成16年3月30日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長



平成16年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

建設工事の事故防止にあたっては、平成4年7月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「土木工事安全施工技術指針」の改定、平成8年1月から「事故データベース」を整備してきたところです。

このうち、「事故データベース」を活用した技術的分析を通じて、事故の減少・再発防止や請負者の安全管理の推進を支援することを目的として、平成12年2月に「建設工事事故対策検討委員会（委員長 山村和也日本大学教授）」を設置したところです。

同委員会において様々な分析を行った結果、特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故及び飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえ、平成12年度から年度ごとに重点対策を実施しています。

今般、同委員会において工事全般にわたる重点対策を実施することが提唱されたことや、最近の事故状況などを踏まえ、国土交通省として下記の「Ⅰ. 発注者が実施する対策」を平成16年度重点対策として実施することとしました。つきましては、貴団体におきましても、建設工事事故の防止のため、「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」について取り組んでいただけるようご協力お願い致します。

なお、「Ⅰ. 発注者が実施する対策」については、直轄（土木）工事を実施対象とするものであり、「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」については、記載内容を踏まえて、直轄（土木）工事以外の工事全般にわたって、事故減少・防止の観点から推奨を依頼するものです。

記

I 発注者が実施する対策

1. 墜落事故防止重点対策

- ・足場からの墜落事故防止重点対策として、昨年度に直轄工事で実施することとした「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」について、的確に実施するものとする。
- ・直轄工事で設置する足場は、働きやすい安心感のある足場とし、改善措置機材による場合は手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。
- ・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

2. 交通事故防止重点対策

- ・交通事故防止重点対策として、現場表示版と車輛の制動抑止を図る方法を組み合わせて、モデル工事を実施する。
- ・制動抑止を図る方法は、現場状況に合致した方法をとることとし、デルタクッションの他に複数の方法を選定することとする。

3. 工事全般にわたる事故防止重点対策

- ・工事全般にわたる事故防止重点対策として、「安全教育の充実」を図るため、建設従事者等に関する再教育の受講状況を確認するものとする。

4. 安全活動の評価

- ・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。(各種チェックリストの活用等)

II 関係業団体が実施する対策

1. 足場からの墜落事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

(1) 「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して、直轄工事において「手すり先行工法に関するガ

イドライン」を適用するとともに、他の工事においても適用を推進するよう働きかける。

(2) 足場施工計画の充実及びチェックリスト等による足場点検の強化

- ・関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて活用し、足場の点検を行うよう働きかける。また、工事完成時に点検結果を含め安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

2. 法面からの墜落事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

(1) 施工計画での親綱設備計画の徹底

- ・関係業団体は、会員各社に対して施工計画段階での法面作業における親綱設備等の計画を策定するよう働きかける。
- ・関係業団体は、施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

(2) チェックリスト等による親綱・安全帯の点検

- ・関係業団体は、会員各社に対してチェックリスト等による親綱点検の強化、親綱、安全帯の適切な取扱いを図るよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して、チェックリスト等を現場に備え付けて活用し、点検結果や安全活動の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

(3) 昇降設備の設置の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。

(4) 法面施工管理技術者の資格取得

- ・関係業団体は、会員各社に対して作業計画及び作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推進する。

3. 重機事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

(1) ステッカー運動の推進

- ・関係業団体は、「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、また、安全教育を活用して重機オペレーターの安全意識を高めることを継続的に推進する。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

4. 交通事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

（1）もらい事故対策工の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して推奨するもらい事故対策工は、現場の状況を十分勘案して有効な対策を実施するものとする。
- ・工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

5. 飛来落下事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

（1）クレーン機能付バックホウの使用の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対してバックホウの用途外使用の適用条件を適正に判断することを指導し、車両系建設機械による吊上げ作業には、クレーン機能付バックホウの使用を推進する。

6. 各種事故共通重点対策

（1）現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

- ・関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けよう働きかける。なお、直轄工事においては、引き続き一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

イ 技能者等に対する再教育の推進

- ・関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けよう働きかける。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

ウ 現場管理者等に対する教育の推進

- ・関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に

基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS: コスモス) の導入の推進
・関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS: コスモス)」を導入するよう働きかける。

(3) 表彰制度の推進

・関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。